

### 政策評価調書(政策体系図)

所管名:厚生労働省

5年度成立予算における政策体系図	
【厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第5期)(令和5年3月策定)、厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(令和5年度)(令和5年3月策定)】	
基本目標	
施策目標	
<b>I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</b>	
1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	
1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること	
2 医療従事者の働き方改革を推進すること	
2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	
1 今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進すること	
3 医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	
1 医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること	
2 医療安全確保対策の推進を図ること	
4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること	
1 政策医療を向上・均てん化させること	
5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること	
1 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること	
2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること	
6 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること	
1 難病等の予防・治療等を充実させること	
2 適正な移植医療を推進すること	
3 原子爆弾被爆者等を援護すること	
7 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること	
1 有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること	
2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること	
3 医薬品の適正使用を推進すること	
8 安全な血液製剤を安定的に供給すること	
1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること	
9 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	
1 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	
10 国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	
1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	
2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること	
11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	
1 新興感染症への対応を含め、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること	
2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること	
3 総合的ながん対策を推進すること	
12 健康危機管理・災害対応力を強化すること	
1 平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること(一部 I-5-1参照)	

6年度概算決定における政策体系図		政策評価調書番号
【基本(実施)計画(令和6年3月策定予定)】		
基本目標		
施策目標		
<b>I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</b>		
1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること		
1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること		I-1-1
2 医療従事者の働き方改革を推進すること		I-1-2
2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること		
1 今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進すること		I-2-1
3 医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること		
1 医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること		I-3-1
2 医療安全確保対策の推進を図ること		I-3-2
4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること		
1 政策医療を向上・均てん化させること		I-4-1
5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること		
1 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること		I-5-1
2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること		I-5-2
6 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること		
1 難病等の予防・治療等を充実させること		I-6-1
2 適正な移植医療を推進すること		I-6-2
3 原子爆弾被爆者等を援護すること		I-6-3
7 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること		
1 有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること		I-7-1
2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること		I-7-2
3 医薬品の適正使用を推進すること		I-7-3
8 安全な血液製剤を安定的に供給すること		
1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること		I-8-1
9 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること		
1 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること		I-9-1
10 国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること		
1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること		I-10-1
2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること		I-10-2
11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること		
1 新興感染症への対応を含め、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること		I-11-1
2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること		I-11-2
3 総合的ながん対策を推進すること		I-11-3
12 健康危機管理・災害対応力を強化すること		
1 平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること(一部 I-5-1参照)		I-12-1

# 政策評価調書(政策体系図)

<b>II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</b>	
1 食品等の安全性を確保すること	1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること	1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること
3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること	1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること
4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること	1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること
5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること	1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
<b>III 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること</b>	
1 労働条件の確保・改善を図ること	1 労働条件の確保・改善を図ること 2 最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること
2 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること	1 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること
3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を行うこと	1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと 2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を行うこと
4 安定した労使関係等の形成を促進すること	1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を行うとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
5 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること
<b>IV 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること</b>	
1 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること	1 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること
2 非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること	1 非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること
3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること	1 長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランスの実現等の働き方改革を着実に実行するとともに、テレワークの定着や多様で柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ること 2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
4 個別労働紛争の解決の促進を図ること	1 個別労働紛争の解決の促進を図ること
<b>V 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</b>	
1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること	1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
2 社会・経済状況の変化に対応しつつ、雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること	1 社会・経済状況の変化に対応しつつ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	1 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること
4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと	1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を行うこと
5 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること	1 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
<b>VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</b>	
1 経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること	1 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること 2 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること 3 技能実習制度の適正な運営を推進すること
2 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること	1 若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること 2 障害者等の職業能力開発を推進すること
3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること	1 技能継承・振興のための施策を推進すること

<b>II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</b>		
1 食品等の安全性を確保すること	1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	II-1-1
2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること	1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること	II-2-1
3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること	1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること	II-3-1
4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること	1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	II-4-1
5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること	1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること	II-5-1
<b>III 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること</b>		
1 労働条件の確保・改善を図ること	1 労働条件の確保・改善を図ること 2 最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること	III-1-1 III-1-2
2 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること	1 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること	III-2-1
3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を行うこと	1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと 2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を行うこと	III-3-1 III-3-2
4 安定した労使関係等の形成を促進すること	1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を行うとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	III-4-1
5 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること	III-5-1
<b>IV 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること</b>		
1 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること	1 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること	IV-1-1
2 非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること	1 非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること	IV-2-1
3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること	1 長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランスの実現等の働き方改革を着実に実行するとともに、テレワークの定着や多様で柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ること 2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること	IV-3-1 IV-3-2
4 個別労働紛争の解決の促進を図ること	1 個別労働紛争の解決の促進を図ること	IV-4-1
<b>V 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</b>		
1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること	1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること	V-1-1
2 社会・経済状況の変化に対応しつつ、雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること	1 社会・経済状況の変化に対応しつつ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	V-2-1
3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	1 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること	V-3-1
4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと	1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を行うこと	V-4-1
5 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること	1 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること	V-5-1
<b>VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</b>		
1 経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること	1 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること 2 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること 3 技能実習制度の適正な運営を推進すること	VI-1-1 VI-1-2 VI-1-3
2 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること	1 若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること 2 障害者等の職業能力開発を推進すること	VI-2-1 VI-2-2
3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること	1 技能継承・振興のための施策を推進すること	VI-3-1

### 政策評価調書(政策体系図)

<b>Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</b>	
1 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること	
1 生活保護制度を適正に実施すること	
2 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること	
3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組み体制を整備すること	
4 困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること	
5 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること	
2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	
1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	
3 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと	
1 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと	
<b>Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</b>	
1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること	
1 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること	
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築すること	
3 障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照)	
<b>Ⅸ 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みを整備を図ること</b>	
1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	
1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること	
2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること	
2 高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照)	
<b>X 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</b>	
1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること	
1 医療と介護の連携(基本目標Ⅰ施策目標1-1を参照)	
2 高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること	
3 総合的な認知症施策を推進すること	
4 介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	
<b>XⅠ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること</b>	
1 国際社会への参画・貢献を行うこと	
1 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること	
2 開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること(一部基本目標Ⅵ施策目標1-3参照)	
2 国際化に対応した施策を推進すること(再掲)	
1 医療の国際展開を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標1-1及び9-1を参照)	
2 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)	
3 外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照)	
<b>XⅡ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること</b>	
1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	
1 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	
2 研究を支援する体制を整備すること	
1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること	
<b>XⅢ 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること</b>	
1 デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること	
1 行政手続のオンライン化を推進すること	
2 健康・医療・介護分野の情報化を推進すること	
1 データヘルス改革を推進すること	

<b>Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</b>		
1 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること		
1 生活保護制度を適正に実施すること		Ⅶ-1-1
2 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること		Ⅶ-1-2
3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組み体制を整備すること		Ⅶ-1-3
4 困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること		Ⅶ-1-4
5 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること		Ⅶ-1-5
2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること		
1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること		Ⅶ-2-1
3 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと		
1 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと		Ⅶ-3-1
<b>Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</b>		
1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること		
1 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること		Ⅷ-1-1
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築すること		Ⅷ-1-2
3 障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照)		Ⅷ-1-3(再掲)
<b>Ⅸ 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みを整備を図ること</b>		
1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること		
1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること		Ⅸ-1-1
2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること		Ⅸ-1-2
2 高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照)		Ⅸ-2-1(再掲)
<b>X 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</b>		
1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること		
1 医療と介護の連携(基本目標Ⅰ施策目標1-1を参照)		X-1-1(再掲)
2 高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること		X-1-2
3 総合的な認知症施策を推進すること		X-1-3
4 介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること		X-1-4
<b>XⅠ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること</b>		
1 国際社会への参画・貢献を行うこと		
1 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること		XⅠ-1-1
2 開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること(一部基本目標Ⅵ施策目標1-3参照)		XⅠ-1-2
2 国際化に対応した施策を推進すること(再掲)		
1 医療の国際展開を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標1-1及び9-1を参照)		XⅠ-2-1(再掲)
2 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)		XⅠ-2-2(再掲)
3 外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照)		XⅠ-2-3(再掲)
<b>XⅡ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること</b>		
1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること		
1 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること		XⅡ-1-1
2 研究を支援する体制を整備すること		
1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること		XⅡ-2-1
<b>XⅢ 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること</b>		
1 デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること		
1 行政手続のオンライン化を推進すること		XⅢ-1-1
2 健康・医療・介護分野の情報化を推進すること		
1 データヘルス改革を推進すること		XⅢ-2-1

(別紙1)

## 政策評価調書(政策体系図)

XIV 国民に信頼される厚生労働行政を実施すること	
1	業務運営の適正化を図ること
	1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」等を活用して把握した国民ニーズ等を踏まえ、国民目線に立った業務プロセスの改善を図ること
	2 統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させること

XIV 国民に信頼される厚生労働行政を実施すること	
1	業務運営の適正化を図ること
	1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」等を活用して把握した国民ニーズ等を踏まえ、国民目線に立った業務プロセスの改善を図ること
	2 統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させること

- 注) 1. 政策体系図のレベル数に応じて、適宜欄を追加、削除すること。  
2. 5年度成立予算の政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。  
3. 6年度において実施することが予定されている政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、6年度の新規の政策及び前年度政策体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。  
4. 予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と対応する政策レベルにおいて、予算のある政策は上から順に付番し、予算のない政策は「-」とすること。